

## 〈投資信託に関するご留意点〉

- 投資信託は預金商品ではなく、元本の保証はありません。  
投資信託の基準価額は、組み入れ有価証券等の値動きにより変動するため、お受取金額が投資元本を割り込むリスクがあります。外貨建て資産に投資するものは、この他に通貨の価格変動により基準価額が変動するため、お受取金額が投資元本を割り込むリスクがあります。これらのリスクはお客様自身が負担することとなります。
- 投資信託は預金保険の対象ではありません。
- 当行が取り扱う投資信託は、投資者保護基金制度は適用されません。
- 当行は投資信託の販売会社です。投資信託の設定・運用は、運用会社が行います。
- お客様が希望される金融商品であっても、お客様の金融商品・投資に対する知識や経験、財産の状況等を踏まえ、お取引をお断りさせていただく場合がございます。
- 投資信託は、ご購入時等に各種手数料がかかります。  
【例】申込手数料(申込代金の最大3.15%) + 信託報酬(総資産額に対し最大年率2.10%) + 信託財産留保額(換金時の基準価額の最大0.5%)  
ファンドにより異なりますので、詳細は各商品の目論見書でご確認ください。
- 投資信託をご購入の際は、店頭(またはインターネットバンキング)にて用意している目論見書を必ずご覧いただき、内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

## 〈外貨預金に関するご留意点〉

- 外貨預金には為替変動リスクがあり、為替相場の変動により、お受取時の円貨額が預入時の払込円貨額を下回る(元本割れ)

ことがあります。往復の為替手数料(T.T.S.とT.T.B.の差)は米ドルで2円、ユーロで3円あるため、為替相場に変動がない場合でも、お受取の外貨円換算額が当初外貨預金作成時の払込円貨額を下回る(元本割れ)ことがあります。

- 円を外貨にする際(お預入時)は電信売相場(T.T.S.)を、外貨を円にする際(お引出時)は電信買相場(T.T.B.)を適用し、換算相場にはそれぞれ手数料分(1米ドル当り1円、1ユーロ当り1円50銭)が含まれています。
- 外貨預金は預金保険制度の対象ではありません。
- 急激な為替相場の変動により公表相場での取り扱いが出来なくなる場合があります。
- ユーロ現金・ユーロT/Cは当行では取り扱いしておりません。
- お預入れやお引出しを外貨で行う際は、当行所定の手数料が必要となります。
- 外貨預金の詳しい内容は窓口(またはホームページ)の説明書をご覧ください。

## 〈生命保険に関するご留意点〉

- 生命保険商品には商品の種類によって次のようなリスクがあります。
  - 変額年金保険  
この保険は国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が保険金額や積立金額・将来の年金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動により、積立金額、解約返戻金額は既払込保険料を下回ることがあり、損失を生ずるおそれがあります。
  - 外貨建て保険  
この保険は為替レートの変動により、お受取になる円換算後の保険金額が契約時における円換算後の保険金額を下回ることや、お受取になる円換算後の保険金額が、既払込保険料を下回ることがあり、損失を生ずるおそれがあります。

### ●解約返戻金変動型保険を利用した商品

この保険は市場金利に応じた運用資産の価格変動が解約返戻金に反映されるため、市場金利の変動により解約返戻金が既払込保険料を下回ることがあり、損失が生ずるおそれがあります。

具体的には、中途換金時の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、解約返戻金は減少し、逆に、下落した場合には増加することがあります。

※リスクの内容は、商品によって異なりますので、詳しくは、商品ごとのパンフレット、契約締結前交付書面、ご契約のしおり・約款等でご確認ください。

■ご契約者にご負担いただく諸費用のうち主なものは以下のとおりです。

#### ●保険契約関係費

ご契約時の初期費用や、保険期間中、年金受取期間中の費用等、新契約の締結・成立・維持・管理に必要な経費です。

#### ●資産運用関係費

投資信託の信託報酬や、信託事務の諸費用等、特別勘定の運用により発生する費用です。

#### ●解約控除

契約日から一定期間内の解約の場合に積立金から控除される金額です（解約時のみ発生いたします）。

※諸費用の合計額は上記を足し合わせた金額となります。  
※ご負担いただく諸費用やその料率は、商品によって異なりますので、詳しくは商品ごとのパンフレット、契約締結前交付書面、ご契約のしおり・約款等でご確認ください。

■生命保険は預金保険の対象ではありませんが、生命保険会社が加入する「生命保険契約者保護機構」の保護対象です。

■保険業法上の規制により、当行ではお申込みいただけない場合があります。

■保険をお申込みいただくかどうかが、当行でのお取引（預金・融資等）に影響するものではありません。

## 〈個人向け国債に関するご留意点〉

■個人向け国債変動10年・固定5年は、預金ではありません。

■個人向け国債変動10年・固定5年は、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。

■個人向け国債変動10年は、発行日から1年経過すれば、原則として、いつでも中途換金できます。また固定5年は、発行日から2年経過すれば、原則として、いつでも中途換金できます。ただし、中途換金時には、中途換金調整額が差し引かれるため、換金代金は投資金額を割り込むことになります。

※平成20年4月15日以降に国が買い取るものから、中途換金調整額の計算方法が変更されます。具体的には、個人向け国債変動10年の場合については、「直前2回分の利子（税引前）相当額」が「直前2回分の利子（税引前）相当額×0.8」となり、個人向け国債固定5年の場合については、「直前4回分の利子（税引前）相当額」が「直前4回分の利子（税引前）相当額×0.8」となります。

■発行体である国の財政難等により、利払いや償還が遅延したり、不能になるリスク（デフォルト・リスク）があります。

■個人のみ保有可能であり、個人以外への譲渡は認められていません。

■購入時および償還時に手数料はかかりません。また、保有期間中の口座管理料等、保管に関する費用もかかりません。

■個人向け国債変動10年・固定5年をご購入の際は、店頭にご利用している契約締結前交付書面をご覧下さい。

株式会社池田銀行  
登録金融機関 近畿財務局長（登金）第6号  
加入協会：日本証券業協会

## 株式のご案内

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月に開催いたします。
単元株式数	100株
配当金受領株主確定日	
	3月31日
	および中間配当金の支払を行うときは9月30日といたします。
定時株主総会の基準日	
	• 定時株主総会については3月31日といたします。
	• その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めます。

### 公告掲載新聞

大阪市において発行される産経新聞  
※決算公告については、当行ホームページ上に、  
貸借対照表及び損益計算書(単体・連結)を掲載しております。  
<ホームページアドレス>  
<http://www.ikedabank.co.jp/t/t0801.html>

### 株式事務取扱場所及び取次所

- 株主名簿管理人  
株式会社だいこう証券ビジネス
- 同事務取扱場所  
株式会社だいこう証券ビジネス本社証券代行部  
〒541-8583 大阪市中央区北浜2丁目4番6号  
電話 0120-255-100
- 同取次所  
株式会社だいこう証券ビジネス 各支社



大阪府池田市城南2丁目1番11号 TEL (072) 751-3521

<http://www.ikedabank.co.jp>

2008年6月発行